

お子さんが通学に公共交通機関を  
定期的に利用している保護者の皆様

京都市教育委員会  
調査課就学援助担当

遠距離等通学費補助制度の拡充について（お知らせ）

平素より、本市教育に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、本市独自に実施している京都市立小中学校を対象とした「遠距離等通学費補助制度」について、令和8年度から補助額を増額するとともに、これまで通学費が基準額以下であるために支給がない世帯にも一定額を支給するものです。補助拡充により、新たに公共交通機関を利用する通学区域を拡大及び推奨するものではありませんが、現在やむなく公共交通機関を利用している支給対象外の方は対象となる場合がありますので、拡充内容を確認いただき、該当される方は学校にお申し出いただきますようお願いいたします。

記

1 制度概要

通学に公共交通機関を定期的に利用することを学校が認めている児童生徒は、1か月通学費が基準額(小:3,600円、中:5,700円)以下の場合は半額を支給し、1か月通学費が基準額(小:3,600円、中:5,700円)を超える場合は、基準額の半額(小:1,800円、中:2,850円)を超える額を全額補助します。

※就学援助を受けている準要保護児童生徒は、従前どおり全額支給します。

※ふれあいの杜への通級(不登校相談支援センターでの面接相談・活動を含む)や日本語初期集中指導教室わかばの通学についても、対象となります。

※通学区域外就学等の通学費は、従前どおり対象となりません。ただし、準要保護の通学区域外就学は、片道の通学距離が小学生：4km以上、中学生：6km以上の場合は対象となります。

※実績確認に該当定期券の券面の写しが必要ですので、必ず保管ください。

	1か月の通学費	拡充後 (令和8年度から)	← 現行 (令和7年度まで)
小学生	3,600円超	<u>1,800円超過分は全額補助</u>	3,600円超過分は全額補助
	3,600円以下	<u>半額補助</u>	対象外
中学生	5,700円超	<u>2,850円超過分は全額補助</u>	5,700円超過分は全額補助
	5,700円以下	<u>半額補助</u>	対象外

2 同一世帯に補助対象のきょうだいがいる場合

遠距離通学費補助を受けている方が市立小・中学校に2人以上おられる世帯は、補助が拡充されます。

同一世帯に対象者が複数いる場合は、

- (1)小学生のみの世帯：対象者の通学費を合算し、1,800円を超える額を支給
- (2)中学生のいる世帯：対象者の通学費を合算し、2,850円を超える額を支給

参考＜遠距離等通学費補助の対象者別支給例＞

(例1) 市立小学生1名が1か月定期代3,960円で通学の場合、  
1か月通学費が3,600円超のため、1,800円を超過した2,160円を1か月分支給

(例2) 市立小学生1名が1か月定期代2,150円で通学の場合、  
1か月通学費が3,600円以下のため、2,150円の半額の1,075円を1か月分支給

(例3) 市立小学生1名が3か月定期代6,120円で通学の場合、  
1か月通学費( $6,120 \div 3 = 2,040$ 円)を算出、3,600円以下のため、  
2,040円の半額の1,020円を1か月分支給

(例4) 同一世帯の市立小学生2名が1か月定期代3,960円で通学の場合、  
この世帯の1か月通学費負担額は、定期代( $3,960 \text{円} \times 2 \text{名}$ )=7,920円  
小学生のみの世帯は1,800円を超過した6,120円が2人分の補助額となり、  
1人3,060円支給

(例5) 同一世帯の市立小学生1名が1か月定期代2,150円、中学生1名が  
1か月定期代4,290円で通学の場合、  
この世帯の1か月通学費負担額は、定期代( $2,150 \text{円} + 4,290 \text{円}$ )=6,440円  
中学生のいる世帯は2,850円を超過した3,590円が2人分の補助額となり、  
1人1,795円支給